

推進機構ニュース

第65号

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)
TEL.028-622-7555 FAX.028-621-5298 ホームページ <http://www.tfhs.jp>

福祉サービス第三者評価推進シンポジウム開催のお知らせ

今回のシンポジウムでは、

- ① 福祉サービス第三者評価の効果的な活用方法～不適切な支援や虐待防止の観点から第三者評価の活用を考える
- ② 実際に受審した施設の方々から自己評価や受審結果の活用方法、メリットとデメリット

等をお話いただきます。皆さんのご参加をお待ちしております。

(日 時) 令和7年12月26日(金) 13:00~16:00 (受付12:40~)

(会 場) とちぎ福祉プラザ 3階 福祉研修室AB (定 員) 80名

(対象者) 社会福祉施設施設長等、市町行政、評価機関等

12:40 13:00 13:10		14:10 14:20		15:55 16:00	
受付	開会	休憩	まとめ	閉会	
	①講演 『福祉サービス第三者評価の効果的な活用方法～不適切な支援や虐待防止の観点から～』		②実践報告 『第三者評価を受審して～自己評価・受審結果の活用方法等～』		

①講演

【講師】国際医療福祉大学 医療福祉・マネジメント学科 助教 中山 和幸 氏
(とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構 基準等部会 委員)

②実践報告(リレーセッション)

【報告者】

(受審施設の立場から)

社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会

特別養護老人ホームとちの木荘 施設長 植田 稔氏(高齢分野)

社会福祉法人慈生会 マ・メゾン光星 副施設長 斎藤 透氏(障害分野)

社会福祉法人洗心会 こばとキッズ 園長 松沼 香織氏(保育分野)

【進行兼コメンテーター】国際医療福祉大学 助教 中山 和幸 氏

<申込方法> 下記URLもしくはQRコードよりお申し込みください。

(申込〆切: 令和7年12月16日(火))

URL:<https://forms.gle/yRoFVpNZmLk5hFJC8>



第三者評価の受審結果を公表しました(R7.1.1～R7.10.31)

事業所	種別	公表日	評価機関
マ・メゾン光星	施設入所支援	1月24日	特定非営利活動法人 アスク
マ・メゾン光星	生活介護	1月24日	特定非営利活動法人 アスク
なすのそら保育園	保育園	2月3日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会
日光市立三依保育園	保育園	2月19日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center
日光市立せせらぎ保育園	保育園	2月19日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center
日光市立落合児童館	保育園	2月19日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center
那須高原保育園	保育園	2月19日	特定非営利活動法人 アスク
那須塩原市さきたま保育園	保育園	2月26日	特定非営利活動法人 アスク
宇都宮市なかよし保育園	保育園	2月26日	株式会社アールピー・アイ栃木
指定障害者支援施設かしわ荘	施設入所支援	3月7日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center
那須塩原市永田保育園	保育園	3月24日	特定非営利活動法人 アスク
プランテーション真岡	就労継続支援A	3月24日	株式会社アールピー・アイ栃木
こなかの森	生活介護	3月24日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center
宝木保育園	保育園	3月24日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会
栃木市大平南第1保育園	保育園	3月24日	株式会社 大高商事
栃木市いわふね保育園	保育園	4月9日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会
こばとキッズ	保育園	4月10日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会
国分寺学園	障害児入所施設(福祉型)	4月21日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center
特別養護老人ホームどちの木荘	特別養護老人ホーム	4月25日	一般社団法人 栃木県社会福祉士会

事業所	種別	公表日	評価機関
介護老人福祉施設ゆずりは	特別養護老人ホーム	6月2日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center
おちあい児童クラブ	放課後児童クラブ	7月1日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center
むんつけら児童クラブ	放課後児童クラブ	7月1日	NPO法人 International Social ServiceCulture Center

【公表順】

令和7年度評価件数(R7.10.31時点)

高齢	障害	保育・児童	合計
2	1	4	7

※詳細はホームページ（QRコード）で閲覧することができます。 <http://www.tfhs.jp>



全国の受審状況

令和6年度は全国で5,930件の第三者評価が行われました。
(栃木県は33件※社会的養護施設含む)

○主な施設・サービス別受審数

特別養護老人ホーム 510件(受審率4.81%)

障害者施設(生活介護) 142件(受審率1.42%)

保育所 2,082件(受審率 9.38%)

<https://shakyo-hyouka.net/evaluation5/>

第三者評価の位置づけ

	高齢・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受審	任意	任意	努力義務	義務 (3か年度に1回以上)

受審事業所の声をご紹介します～受審後のアンケートから～

- ・新しい気づき、良い所は良い、悪い所は悪いがはっきりしました。
- ・分かりやすく丁寧な対応で、自園の良いところも共感してくださいました。また、課題について気付かせていただきました。

(保育園)



評価を受ける事で改めて自施設の強みと課題点を抽出できる良いきっかけとなりました。定期的に受審する事で、課題点を改善し、よりよい事業所運営となるよう努力していきたいと思いました。

(生活介護)

多数の児童クラブを受託している団体として、他の施設の運営にも反映、波及できる指摘が多く、十分参考になりました。

(放課後児童クラブ)



第三者評価受審のメリットは？

① 組織全体の課題共有やサービスの質を改善するための“気づき”が得られます

評価のプロセスから、サービスや経営の良い点や改善点が明らかになり、「気づき」を得ることで、利用者の安全や権利擁護、職員の質の向上等のサービスの質や経営の向上に効果的に取り組めます。

② 職員の意欲向上

職員が自己評価を行い「ふり返り」をすることで、職員の質の向上と働く意欲の向上が期待できます。福祉人材の確保につながるかもしれません。

③ 事業所PRや透明性の確保

評価結果を公表することで、利用者、家族、地域に事業所としての考え方や取り組み、事業所の強みをPRでき、信頼を得ることができます。



受審事業所にはステッカーを交付します。

第三者評価を受審するための準備

Q: 第三者評価を受審しようと思っているけど、まず何から始めたら良いの？

①評価機関の情報を得る

県内には7か所の評価機関があります。過去の評価実績や所属の評価調査者の資格、評価の費用等を確認しましょう。

★推進機構のホームページから確認できます。<http://www.tfhs.jp/list.php>

(評価の費用は施設の規模によって違います。詳細は評価機関にお問い合わせください。)

②スケジュールの確認、評価機関との契約

調査実施の説明を評価機関から受け、職員向けの説明会、利用者アンケートの実施方法等の詳細や評価のスケジュールを確認しましょう。(評価終了までには約6か月かかります。)評価を受審する場合は評価機関と契約します。

③補助金等の確認

サービスによっては第三者評価の受審料が補助の対象になる場合があります。まずは所管している県・市に確認しましょう。

★参考

【保育・児童福祉関係】

○ 保育所 公定価格 第三者評価受審加算により上限 150,000円を補助
(令和6年度公定価格単価表(令和6年こども家庭庁告示第18号))

○ 放課後児童クラブ 第三者評価受審費用補助金額 300,000円(3年に1回)
(国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3)
(令和7年度 子ども家庭庁成育局成育環境課 概算要求資料(令和6年9月)より)

○ 女性自立支援施設 受審経費の国庫補助 427,000円(3年に1回)

※ 補助金や加算などに関する細かい内容については所管している県又は市町にご確認ください。

シンポジウムに参加して、実際に受審した事業所の声を聞いてみようかな。



とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

ホーム 第三者評価とは 審査料を徴する 評価を受けるための手順 調査 計画/ヒアリング 対象機関ニュース

評価基準 | 対象サービス評価基準 | 総合アンケート利用者・保護者アンケート(ひな形) |

お問い合わせ | ホーム › 対象サービス評価基準 | 総合アンケート利用者・保護者アンケート(ひな形) |

評価基準では、厚生労働省基準に沿る「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づいて、各機関における第三者評価基準を定めています。評価基準はこの評価基準に基づいて、第三者評価を行っています。

・判断基準 (a・b・c) について

評価基準 (a) はよりよい福祉サービスのため、状態、運営向上を目指すための評価
評価基準 (b) はよりよい福祉サービスのため、運営向上を目指すための評価
評価基準 (c) はよりよい福祉サービスのため、運営向上を目指すための評価

評価基準は、各機関が責任を持って行なっていますが、評価基準で評価対象サービスが異なりますので、評価機関情報のページをご確認ください。

評価機関に詳細を問い合わせてみようかな。

推進機構のホームページから実際の評価結果や評価基準(評価項目)を確認しておくこともおすすめです。



おしゃせ

児童館の評価が始まりました。



栃木県では令和7年度から児童館が評価対象になりました。

評価項目

共通評価基準 44項目



内容評価基準 20項目

(児童館独自の内容)

(大型児童館付加 5項目)

地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設として、積極的な受審が期待されています。

第三者評価に関する国の動向

- 保育所 公定価格 第三者評価受審加算により上限 150,000円を補助
(令和6年度公定価格単価表(令和6年こども家庭庁告示第18号))
- 放課後児童クラブ 第三者評価受審費用補助金額 300,000円(3年に1回)
(国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3)
(令和7年度 子ども家庭庁成育局成育環境課 概算要求資料(令和6年9月)より)
- 障害者支援施設及び共同生活援助事業
各事業所に地域連携推進会議を開催及び構成員の見学を年一回以上するか、第三者評価の実施及び公表が義務づけられます。
(令和6年度 努力義務 令和7年度 義務付け)「障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 児童発達支援センター
「中核機能強化加算」を取得するにあたり、第三者評価の受審によっても、要件の一部を満たすことが可能になります。
(令和6年3月21日 事務連絡 こども家庭庁支援局障害児支援課「児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の申請手続の流れ等について」)
- 就労継続支援A型
就労継続支援A型事業所におけるスコアにおける【支援力向上】の項目のひとつとなっています。
(令和3年3月30日障発0330第5号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」)
- 女性自立支援施設
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」附則第2条に基づき、サービスの質について公正・中立な第三者評価機関が評価を行うことになりました。(3年に1度 427,000円の受審費用補助)

※ 詳細については所管している県又は市町にご確認ください。

推進機構ニュース第65号 令和7年11月発行

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6(社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内)

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

★E-mail : info@tfhs.jp ★ホームページ : <http://www.tfhs.jp>

■第三者評価事業に関するご質問・ご意見がありましたら、お寄せ下さい■